

## 入札心得及び注意事項

下記事項を遵守の上、入札に参加してください。

### (入札にあたって)

- 1 所定時間までに入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- 2 再入札を考慮して印鑑を持参するなどの準備をすること。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 4 代理人は、委任状と印鑑を持参すること。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

### (入札書等)

- 1 入札書、委任状は沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）等において定められたものを使用すること。
- 2 入札金額は、算用数字で正確、丁寧に記入すること。二重書きや訂正した数字、判読不能、紛らわしい数字を記入すると入札無効となる。
- 3 入札年月日は入札当日を記入し、記名、押印は所定の箇所に正確に行う。
- 4 入札者は、入札書の投函後は、開札の前後を問わず当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (無効の入札)

- 1 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
  - (5) 同一人が同一事項に対してした 2 通以上の入札
  - (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
  - (7) 不正行為のあった入札
  - (8) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反した入札

### (再度入札)

- 1 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、前記で定める無効の入札をした者（前記無効の入札 1 (3)又は(4)に該当する場合を除く）については、再度の入札への参加を認めない。

### (入札の辞退)

- 1 指名を受けた者は、入札執行に至るまではいつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（入札の前日まで）に到着するものに限る）して行う。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行をする者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。